

図書館に新しい風を！図書館に新しい文化を！

図書館のこれまでとこれから；個人的な経験から

2016年11月 大串夏身

目次

0. 戦後の図書館と図書館法

(注) 東京オリンピック・パラリンピックと障がい者サービス

1. 1970 年前後 図書館振興の新たな展開

(1) 『市民の図書館』の刊行

議論；図書館と社会教育関係者との貸出記録をめぐる論争

議論；貸出ではなく、レファレンスサービスを重視すべきである

(2) 東京都の図書館政策の発表

(補) 政令指定都市協議会の基準、図書館=1 行政区 1 館、

(補) 1978 年第 3 次総合開発計画と「定住圏構想」と 1980 年の「高次都市機能整備計画」

2. 1970 年代から図書館活動は充実 (10 万人前後の都市の図書館を中心)

問題提起；社会教育不要論；図書館司書もいらぬ。松下圭一「市民文化論」

(著作；松下圭一『市民文化は可能か』岩波書店、1985 年)

問題提起；地方政府は図書館政策を持つべき → 都道府県の図書館振興策

議論；人権・プライバシーに関する資料の取り扱いなどについて。

3. 1995 年、ブリュッセル G7 情報閣僚会議

議論；Web サイトは図書館の資料となるか？ 図書館の資料の範囲

問題提起；レファレンスの調査などの対象になる Web サイトなどについて図書館は資料評価を行うべきか？

4. 問題点も明らかになってきた

(1) 読売新聞の「無料貸本屋」批判

(2) 法改正：指定管理制度の導入 (地方自治法の一部改正で 2003 年 6 月 13 日公布、同年 9 月 2 日に施行)

5. 2000 年前後から新しい図書館の在り方が提案されるようになった

(1) 地域の課題解決に貢献する図書館

(2) ビジネス支援図書館協議会の結成

(3) 図書館法の改正と望ましい基準の公布

(4) 子どもの読書の推進

(補) 「子どもの読書活動推進に関する法律」の成立 (平成 13 年=2001 年)

(5) 文字活字文化振興法と「施策の展開」のその後

参考；文字・活字文化振興法の施行に伴う施策の展開 (抜粋) (2005 年 4 月 11 日)

(6) ライブラリー・オブ・ザ・イヤーの開催 (2006 年から)

(7) デジタル・ライブラリアン講習会の開催

(8) レファレンス協同データベースの開始

6. 2006 年、鳥取県立、新しい県立図書館構想を発表

7. 市町村立図書館も新たなサービスに取り組む図書館が登場

(補) 学習指導要領の改定と図書館

(補) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」制定と図書館

(補) 著作権の運用をめぐる著作権権利者からの批判

8. 世界的に見るなら、図書館に対する取り組みは、1990 年代に入ってから大きく変わってきた ----あらたな枠組みへの必要性が高まる

9. ライブラリー・オブ・ザ・イヤーについて

(1) はじめた趣旨

(2) 受賞館など

10. これからの図書館について

(1) 図書館の基本的な機能

(2) これからの社会とそこでの役割

(3) 事業・サービスの範囲

(4) 図書館の空間---- 3 つの空間

(補) 21 世紀の地域の図書館に必要なもの

(5) 地域のコミュニティの中核となる

(補) 公共図書館は住民自治の施設である

0. 戦後の図書館と図書館法

昭和 25 年に「図書館法」ができて、「無料の原則」がうたわれて、日本の新たな公共図書館が発足した。図書館法で重要なのが、図書館には司書という専門職を置くということで、この司書の仕事はどんな仕事をする人たちなのかということについて、図書館の成立過程で国会で質問があり、これに対して文部省は答えられなかった。そこで図書館法が成立した後、赤坂離宮に占領軍の担当者と文部省の役人と若手の研究者が集まって検討会を開いて、そこで司書の職務内容を確定した。これは 1948 年のアメリカ図書館協会が作った職務区分表があって、それを参考にしながら作った。

これが昭和 25 年の「司書、司書補の職務内容について」という通達です。それ以降の日本の、司書という仕事の職務内容がこういうものであるということを示したものになりました。以後、日本における新しい専門職としての司書の制度的な確立が模索され、国民的な認知、支持が得られるようにする作業をすすめることになるのですが、現在の時点で見ると、それは成功しなかったと言わざるを得ない状況に陥っています。残念なことです、私ども司書として採用された者の責任は大きいと言えます。

(注) 東京オリンピック・パラリンピックと障がい者サービス

1964 年開催された東京オリンピック・パラリンピック。東京都の職員として『東京都制 50 年史』の編纂にたずさわったが、その時、福祉関係の職員の聞き取りで強く印象に残ったのが、東京パラリンピックで福祉関係の職員が外国から来た障がいをもつアスリートの姿に衝撃を受けたということだった。以来、福祉関係の職員の意識が変わったということでもあった。この祭典は日本全体にも大きな影響を与えただろうし、図書館界にも影響を与えたと思われる。

1968、69 年のことだったと思う。私の父方の祖母は佐賀県伊万里出身だった。母の実家も隣の西有田町にあったので、母の実家に帰ると必ず伊万里の祖母の実家にも遊びに行った。そこには目が見えない大叔父がいて、いつも本を読んでやった。あるとき、その大叔父が最近 NHK のラジオのニュースで聞いたのだが、国立国会図書館が目が見えない人のために「対面朗読」というサービスをはじめたそうだ。これは伊万里の図書館でもやっているのか調べてくれないか、ということだった。大叔母に伊万里の図書館の場所を聞いて、行った。大叔母は伊万里の図書館はあんたのひいじいさんが作った図書館だと言って、送り出してくれた。(確かに昭和 4 年 9 月そう祖父の大串誠三郎は伊万里町長になって(9 年 5 月まで町長をつとめている)、前の年にできた図書館の経営を引き継いで、文部省から優良図書館として表彰を受けている。大串誠三郎の写真は伊万里市の中央公民館に歴代町長の写真の一枚として飾られている。僕に良く似ている。伊万里市民図書館の方々の案内で見ることができた。)伊万里の図書館は、公民館の 2 階にあって残念ながらそうしたサービスには取り組んでいなかった。東京に帰って幾つか聞いてみたがそうしたサービスはやっていなかった。仕方がないので、国立国会図書館に電話をして、担当者の話を聞いたところ、国立国会図書館としては先導プロジェクトとして取り組んで、これを都道府県立図書館、都道府県立図書館から市町村に広げて、役割を終えたら、国会としてはやめるのだ、ということだった。(国立国会はそうしたこともやるのだと感心した覚えがある。東京都は、1969 年 11 月都立日比谷図書館で対面朗読サービスを開始している。1973 年、都立図書館に勤めることになるが、都立中央図書館は職場に盲導犬が仕事をしている職場だった。)以後、日本の図書館にも障がい者に対するサービスは広がったものと思われる。(もちろん、戦前にも岡山市立図書館のように障がい者サービスに取り組む図書館はあったが。)

1. 1970 年前後 図書館振興の新たな展開

(1) 『市民の図書館』の刊行

図書館の基本的な機能は資料を求めるあらゆる人々に、資料を提供することである。

→ 具体的には、貸出と児童サービスを重視する、全域サービスを。

議論；図書館と社会教育関係者との貸出記録をめぐる論争

これは多勢に無勢で社会教育関係者（主に社会教育主事）が圧勝。

図書館；読書記録は、個人の思想信条、人権・プライバシーに関わるものなので、返却されたらすぐに消去すべきである。

社会教育関係者（主に社会教育主事）；教育の指導のためには貸出記録は残して当たり前。

→ これが図書館側の意見が正しいとなったのは、最終的に1989年、国連で「子どもの権利条約」が採択されてからで、日本は大幅に批准が遅れて1994年となったが、条約では、子どもには基本的人権があり、尊重されるべきであるということが示された。

→ 東京都教育委員会をはじめかなりの県教育委員会では、学校向けに、学校図書館では児童・生徒の貸出記録は返却後消去するようという趣旨の通知を出した。

議論；貸出ではなく、レファレンスサービスを重視すべきである

私は1973年都立中央図書館に勤務したが、都立図書館は参考調査の図書館、つまりレファレンスサービスを中心としたサービスを行うとした関係で、都立図書館内部に貸出重視派とレファレンスサービス重視派との深刻な対立があった。これは中央図書館を建設する過程のいろいろな問題ともからんでいたようで、例えば、若手が研究グループを作って先輩たちに参加を求めたことがあったが、Aが参加するなら断るとか、Bとは一緒にやれない、というようなことがあって、結局うまくいかないことがあった。また、国立国会図書館との交流も盛んに行われていたが、国会の人々は皆レファレンス重視派で「市民の図書館」にはなべて批判的だった。

(2) 東京都の図書館政策の発表

1970年、東京都は「図書館政策の課題と対策--東京都の公共図書館の振興施策」を発表。区市町村の図書館の振興を図り、東京都の図書館は、バックアップ（第2線的な機能）を重点に置く。

なお、この年の4月、東京都は日比谷図書館で視覚障がい者に対する朗読・録音業務を開始している。

→ 区市町村の図書館振興 東京23特別区 独自の財政調整制度を持っていた（東京都は富裕団体で国の財政調整制度からは独立していた）

具体的には、人口35万を標準区として、図書館は5万人に1館（昼間だけで職員13人、夜間開館では16人配置、施設規模は1200ヘーバー等）。

他方、市町村は、独自の補助金制度で。

補) 政令指定都市協議会の基準、図書館=1行政区1館

もうひとつ、日本の図書館の足を引っ張ったのは政令指定都市でして、これは指定都市協議会というのが別に作られていて、そこでの基準があります。それは、図書館は1行政区1館という基準で整備をするということでした。これが作られたときは、まだ1行政区の規模も小さくて、人口数も少なかった。ところが、どんどん政令指定都市は巨大化、肥大化して、政令指定都市によっては1行政区30万人とかの巨大な行政区を抱えるという都市も現れて、そういったところに図書館を1館だけ、10万冊規模の図書館を1館だけ作ると、それで済ませてしまうということになりまして、政令指定都市全体としては、逆に日本の図書館の足を引っ張る状況になっています。

(補) 1978年第3次総合開発計画と「定住圏構想」と1980年の「高次都市機能整備計画」

はじめて全国総合開発計画で、住民に身近な施設である図書館などが積極的に取り上げられることとなった。

2. 1970年代から図書館活動は充実（10万人前後の都市の図書館を中心）

首都圏では、浦安など10万人前後の自治体で図書館の充実が図られた。住民と市役所の距離が10万人前後だと一番意思の疎通ができるからという意見もあった。

23特別区は、都区財政調整の基づいて着実に図書館建設を進め、1990年代には整備を終わり、さらに立て替えの時期に入った中央館を大きな図書館とする動きが活発になった。ほぼ5000ヘーベ以上、大きな中央館では1万ヘーベ近くのものが出現している。

全国的に見ても、1990年代から各地で大規模な図書館が建設されるようになった。

それ以降、各地に図書館が、とくに最近、大規模な図書館が増えてきて、5000平米以上の図書館がいくつも見られるようになった。全国的にみても1990年代から大規模な市町村図書館が建設されるようになりました。

問題提起；社会教育不要論；図書館司書もいらぬ。（松下圭一「市民文化論」（著作；松下圭一『市民文化は可能か』岩波書店、1985年）

市民文化が行政文化を乗り越える。専門職も乗り越えられる存在となる。

問題提起；地方政府は図書館政策を持つべき。

大串は『図書館政策の現状と課題――国・自治体の行政計画を中心とした』（青弓社、1985年）のなかで主張したが、ほとんど無視され、むしろえらい図書館学の先生方からは、地方自治体（地方政府）にあるのは図書館振興計画であって、図書館政策は国（中央政府）のものだ、というお叱りを被った。（何という古い考え、図書館界は結構体質的に古いんだ、というのが大串の感想。それ以来、距離を持って接することになった。）

当時、東大の気鋭学者大森彌らが地方自治体＝地方政府論を展開していた。特別区協議会では、大森先生を呼んで若手を中心に勉強会を開いていた。そこに参加していた大串は、大森先生のお考えに非常な感銘を受けた。著作；大森彌、佐藤誠三郎『日本の地方政府』東京大学出版会、1986年）→また、地方自治に対する勉強の成果に基づいて書いたのが、『これからの図書館・増補版――21世紀・知恵創造の基盤組織』（青弓社、2011年）の「第7章地方自治と図書館」（184～220ページ）です。

→ 都道府県の図書館振興策

1970年代の富山県＝すべての市町村に図書館を設置した。

1980年代の滋賀県＝県民一人当たりの市町村図書館の貸出冊数は、8冊を越えた。（1989年「湖国の21世紀を創る図書館整備計画――滋賀県の公立図書館振興政策」）

2000年代の佐賀県＝同じく県民一人当たりの市町村図書館の貸出冊数は、8冊を越えた。（これはむしろ市町村及び住民主導の図書館設置運営の状況を県がまとめた、という感が強い。）

議論；人権・プライバシーに関する資料の取り扱いなどについて。

1970年代から80年代は日本でも人権意識が高まった時期で、図書館界では外部からの批判も受けて「差別的な表現」を持つ図書の提供、また収集、差別を助長する質問事項への対応などについての取り組みも進みました。また、コンピュータが導入されプライバシーの保護も大きな課題となりました。プライバシー保護のガイドラインもこの時期発表されています。（文献；上杉考實、黒沢惟昭共編『生涯学習と人権――理論と課題』明石書店、1999年；第六章 差別と表現――社会教育とりわけ図書館との関わりで、大串夏身、p.157-180）

3. 1995年、ブリュッセルG7情報閣僚会議

1995年、ベルギー、ブリュッセルに集まったG7の電気通信閣僚会議（のちに情報関係閣僚会議と呼ばれ

ることになります)で合意した11のプロジェクトのうち、電子図書館プロジェクトの幹事国に日本がフランスとともになったことで、国立国会図書館、国立大学図書館協議会、国文学研究資料館、文部省等が協力して、その実現に努めることになりました。

日本では文部省に設置された地域電子図書館構想協力者会議が2000年『2005年の図書館』を公表し、引き続き、文部科学省内に3つの研究組織が組織され、調査研究をすすめ、それらの成果に基づき、これからの図書館の在り方協力者会議が2006年『これからの図書館像』をまとめ発表しました。そこでは、地域課題解決支援サービスが提案されています。

以後、地域課題解決支援サービスの取り組みは拡大して、さまざまなテーマで取り組まれるようになり、マスコミの関心も高まり、図書館のイメージを変えるひとつになりました。

議論；Webサイトは図書館の資料となるか？ 図書館の資料の範囲

問題提起；レファレンスの調査などの対象になるWebサイトなどについて図書館は資料評価を行うべきか？

4. 問題点も明らかになってきた

(1) 読売新聞の「無料貸本屋」批判

問題点の指摘・批判：貸出に伴う「公貸与権」設定、公共図書館無料貸本屋
貸出中心の図書館運営がすすみ、一般的に図書館は本を貸すところ、また、図書館は「趣味と楽しみ」の施設という理解が広まってきた（世論調査などでそれが裏付けられるようになった。）

また、既存図書館では、貸出冊数は伸びているが利用者数は減少して、特定の利用者のための図書館という批判もささやかれるようになった。

→ そのまとめのようなキャンペーンが読売新聞によって行われた（図書館は無料貸本屋だ）

文献：読売新聞掲載 「揺れる図書館」上（2002/11/18 夕刊）、最初に見出しは「貸し出しは出版脅かす？ 作家ら「本売れない」 補償金を巡る議論も」で、そこで「著作者や出版社からは「行き過ぎた貸し出し至上主義」「無料化資本屋」との批判が高まり、内部では不況を背景にした資料費の削減、業務の民間委託などが進み、専門性を持つ司書も減っている。図書館はどこへ行くのか。」と述べられ、見出しは「公貸与権」「無料貸本屋」と続いた。

そこでは「にわかに巻き起こった公貸与権論議の背景には、5年連続マイナスという出版不況がある。日本ペンクラブが今年2月に全国357館に送ったアンケート（回答は65館）で、「ハリー・ポッター」など人気の新刊は、大半の館が数十冊単位（自治体内系列館の合計）でそろえていることが明らかになった。作家の楢原平さんは「書店で買える本を図書館が大量に貸し出せば、著者に入るべき印税が入らない。無料貸本屋と公共図書館のどこが違うのか」と訴える。」とあった。

1990年の後半あたりから問題点も出てきて、ひとつは貸し出し中心の図書館運営が進んで、一般に図書館は本を貸し出すところ、それから図書館は趣味と楽しむの施設であるという理解が広まってきました。世論調査などでも、これが裏付けられるようになった。それから既存の図書館では貸し出し冊数は伸びているけれども、利用者数は減少している。最新の文部科学省の社会教育の調査では、全体として利用者数は減少して、貸出冊数も減ってきたという問題があげられています。

批判のキャンペーンが読売新聞によって行われました。つまり、図書館は無料貸本屋だという批判ですね。それに対して、図書館界内部では無料貸本屋とはけしからんとかいろいろな意見があったようですが、ある意味では、これは図書館の抱える問題をきちんとついた批判だったということがいえます。

ある人に聞いた話では、これは読売新聞社からある作家の方に話があったと、それは自分が住んでいる

地域の図書館で自分の本を検索してみたところ、非常にたくさんの方が図書館では所蔵されて貸し出されているということがわかった。これはインターネットの WebOPAC で誰でも検索できるようになった時期があって、それが順次広まっていきました。東京 23 区在住のある作家の方が自分の名前で検索してみたら、えらいたくさんあった。これはやはり問題ではないかということで読売新聞の記者に話があって、読売新聞の記者がいろいろ調べて、ベストセラーをたくさん買い込んでいるということで、記事になった。このあと、図書館と出版界が協力して調べたところ、全国平均では 1 館 2 冊から 3 冊の間ぐらいに収まっているという話ですが、首都圏、とくに東京 23 特別区ではひとつの自治体でたくさんの方がいる。例えば最近の本で、又吉直樹の『火花』がある区では 7 館図書館があるところで 60 冊近く買っています。それから、日テレが報道したんですが、ある区では 16 館図書館があるんですが、ここでも 100 冊近く『火花』が買われている。いろいろ聞いてみますと、その区では 1 館あたり 10 冊まで買うということになっているということでした。政令指定都市の図書館の一部にも同じ傾向がある。それがいいのかどうかということですが、そういうことで無料貸本屋だという批判がされているわけです。だから、首都圏と政令指定都市と他の市町村とを同列に論じるのはかなり無理があると私は思います。

(2) 法改正：指定管理制度の導入（地方自治法一部改正 2003 年 6 月 13 日公布、同年 9 月 2 日施行）

経費削減では、特に人件費の削減がはかられ、直営から民間委託がすすんだ。既存の図書館では資料の継続的な削減がすすめられた。→ さらに指定管理制度が導入された。

図書館でも順次進み、受託会社の親会社がビルメンテナンス会社など従来図書館と関係のない会社であることも多く見られるようになり、「受託業務執行状況の評価」を行うべきという意見も出されたが、図書館協会などは原則反対の立場から、そうした意見はあまり採り上げられることはなかった。しかし、現場の自治体では、議会との関係もあって「評価」への取り組みが進んだ。

5. 2000 年前後から新しい図書館の在り方が提案されるようになった

(1) 地域の課題解決に貢献する図書館

日本で最初に提案したのは、慶応大学の糸賀教授が中心になってまとめた図書館協会市町村振興委員会の「Lプラン21」といわれています。(21 世紀の町村図書館振興をめざす政策提言 L プラン 21 「図書館による町村ルネサンス」(2000[平成 12]年))

(2) ビジネス支援図書館協議会の結成

その後、菅谷明子のニューヨーク市立図書館のレポートが「中央公論」に発表され、それを契機としてビジネス支援図書館振興協議会が設立され、ビジネス支援サービスが提唱、実践されるようになった。

次に、2000 年前後からの新しい図書館のあり方について提案されるようになりました。これは 1990 年代の後半あたりに、貸し出しを中心とした図書館がいろいろ問題が発生している。

諸外国の図書館のことがインターネットなどでいろいろ分かるようになってきて、新しい時代が到来しつつあることが分かってきた。

例えば、1995 年にブリュッセル G7 情報閣僚会議で、電子図書館、電子博物館、電子政府構想など 11 のプロジェクトが提案されて、G7 各国が責任幹事国となって実行に移される。その前には、ユネスコが GII、つまり世界の情報基盤整備を提案する、ということもあり、図書館を取り巻く環境も非常に大きく変わってくる。そのなかで、とくに 1999 年の菅谷明子さんが書かれた「ニュ

ーヨーク市立図書館のレポート」、これが中央公論に載りまして、その後、2003年には菅谷さんの『未来をつくる図書館』という本を岩波書店から出された。これでビジネス支援とかの活動が具体的に紹介されて、日本でもビジネス支援図書館振興協議会が作られてビジネス支援の取り組みが始まりました。そういったなかから新しい図書館のあり方、地域の課題解決支援サービスとかが取り組まれるようになった。

(3) 図書館法の改正と望ましい基準の公布

1999年12月の図書館法の一部改正、2000年2月の「法施行規則の一部を改正する省令」公布（これで公立図書館の最低基準に関する規定は削除された）に伴い2001年7月「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示）が公表された。なお、これ以前1998年12月に司書及び司書補の専門性を示す通牒（司書および司書補の職務内容について）は廃止されている。また、10年後改定され「公共図書館の設置及び運営上の望ましい基準」となる。

(4) 子どもの読書の推進

もうひとつ、この流れとは別なんですけど、子どもの読書の推進も取り組まれるようになりました。推進法が作られ、推進計画が作られて、いま第3次になっていますが、これが進められてきました。アメリカ、イギリスのような諸外国と違って、日本では子どもの読書というのが、計画は作られていますが、公共図書館としてどう取り組むのかというのは、各地でバラバラで、ある県では県立図書館はそんな子どもの読書とは関係ないという態度をとって、子どもの読書の推進計画にも県立図書館はほとんど書かれていない。そのために、市町村の図書館の館長さんが役所に行くと、「図書館は読書と関係ないんだ」とイヤミを言われて非常に困っているという話も伝わってきました。実は、都道府県立図書館というのは、第2線図書館論によって児童サービスから撤退してしまっているところもあるんです。そういったところでは、対応が消極的になって、非常に困った状態が生まれています。これは、ある県の図書館の建設に私が関わったときにも、最後の最後まで、児童室をどうするかというのがすったもんだになりまして、私は子どもの読書、0歳児からの読書が非常に重要なんだという立場ですから、当然、児童室を作って、積極的に県内の読書推進センターとして、市町村立図書館を0歳児から読書を進めるセンターとして図書館が積極的に地域に働きかけをする組織にすべきで県立図書館は先頭にたってそれを推進するという立場ですから、児童室の設置、子どもの読書センター設置というのを強力に主張しました。幸い、そこではそういった部屋が作られましたけど、行ってみると残念ながらあんまり楽しい部屋じゃないんですよ。どうしてかということ、地域の強力な団体からぬいぐるみも置いてはいけないという申し入れがあったということで、みんな頭を抱えたということがありました。やはり住民の中には、読書というと、きちんと机に座って静かに読むものという考えの方が強いわけです。

日本でも、声に出して読むということが、明治まで行われていたんですけども、ある時期から、とくに大正に入ってから図書館では「静かにしろ」という張り紙が出るようになりました。それは、黙読ということが個の自立にとって大切だとか、図書館で本を読んで勉強することが必要だという考え方が出てきて、いわゆる立身出世という場に図書館がなるわけです。そのひとつの現れですね。

ただ、新しいこれからの図書館はそうではなくて、本を仲立ちとして人々が語り合っ、新しい知識を図書館から生み出す、それを地域に還元していく、地域の生活、地域の社会の質を高めていくことが、図書館の非常に大きな役割としてありますので、これまでのような静かに本を読むだということでは、もう図書館としては機能を果たせなくなったと私は思っていますので、子どもの領域でもそういったことがあったということを知るのは残念な思いがします。

(補) 「子どもの読書活動推進に関する法律」の成立（平成13年＝2001年）

議員立法で成立。子どもの読書の重要性は、1980年代、ヨーロッパでは医学的、心理学的研究成果

に基づき行政分野でも認識され様々な取り組みがはじまっていた。日本は大幅に遅れることとなった。国で計画が作られ、都道府県、市町村でも計画が策定され、取り組みが進められることとなった。国は、学校図書館限定だが、財政措置（地方交付税で措置）が行われた。

子どもの読書は、発達段階に即して行われる。

0～3 歳 人間としての基礎が形成される時期。絵本を仲立ちとした語りかけ、読み聞かせなどがきわめて有効。0 歳児からの読書の取り組み。最近の福祉分野の研究成果では、この時期の育児は、家庭を基本とするが、良好な集団保育でも同等の成果が得られることも明らかになっている。

4 歳児から 12, 13 歳児 脳の発達からみて知識をほしがる時期。特に、小学生高学年ではその傾向が顕著で、この時期は、社会科学、自然科学の領域の本のススメ、本の内容（知識・情報等）に即した読み方の案内が必要。

なお、最近のヨーロッパの福祉の分野の研究成果では、4～5 歳の時期は、生涯にわたる学習意欲の基礎が形成される時期で、そのためには、この時期にふさわしい教育プログラムの提供が必要ということが明らかになっている。

12, 13 歳から 18 歳 人間の発達として感性、論理、知識に関する働きかけがバランス良く行われことが必要な時期。読書のススメでは、感性、論理、知識の 3 つの分野の本をバランス良く読むようにススメルことが求められる。

こうした視点から、図書館として、地域のなかで読書をすすめる取り組みが必要。また、地域の保育、教育等の団体、組織等との密接な協力関係をもってすすめることも求められる。

(5) 文字活字文化振興法(2005)と「施策の展開」のその後

法の制定時に実現できなかった事項に加え、法を活用して積極的な施策を展開するために議員連盟が作成した「施策の展開」は、出版、公共図書館、学校図書館についてそれぞれ書かれていた。

これは、議員連盟が作成した原案に書かれていたが、その後、主に地方 6 団体の反対に遭って実現しなかった項目を中心としたもので、いわば敗者復活を期したものだ。なお、原案は 2004 年 10 月関係団体を集めて説明・意見を聞いている。この時、図書館関係団体として、学校図書館協議会、日本図書館協会が呼ばれて、意見を述べた。その時、臨席した人の話によれば、学校図書館協議会は諸手を挙げて賛成だったが、日本図書館協会は議員連盟のメンバーの不興を買ったということだった。（それも非常に強いものだった。それはその後の展開でも明らかだ。）

このうちほぼすべての項目について取り組まれたのは学校図書館で、ほとんど取り組まれてこなかったのは、公共図書館だった。

参考；文字・活字文化振興法の施行に伴う施策の展開（抜粋）

（2005 年 4 月 11 日に開催された活字文化議員連盟主催の『文字・活字文化振興法シンポジウム』で配布された文書）

文字・活字文化振興法に基づき、政治・行政・民間は連携して、次の施策を推進する。

〈1〉 地域における文字・活字文化の振興

- ・ブックスタートの普及による子育て支援
- ・本の読み語り支援、読書アドバイザーの育成
- ・移動図書館の普及・拡充
- ・作文アドバイザー（著述業、作家等）のネットワーク化による作文活動の奨励
- ・読書・絵本のまちづくり活動の支援、小規模書店の個性化・ブックフェア等の支援
- ・教育機関の図書館の地域開放等支援
- ・未設置市町村における公立図書館の計画的な設置
- ・公立図書館設置基準の改革（自治体単位から人口比への改善）
- ・公立図書館図書学の学術・研究等専門書の整備・充実

- ・ 公立図書館への専門的な職員・読書アドバイザーの配置の推進
 - 〈2〉 学校教育に関する施策
 - ・ 読書指導の充実、読書の時間の確保による「言葉力」の教育支援
 - ・ 教員養成課程への「図書館科」（仮称）または「読書科」（仮称）などの導入による教員の資質の向上
 - ・ 学校図書館図書標準の達成、学校図書館図書整備費の交付税措置の充実・予算化
 - ・ 小規模校（12学級未満）への司書教諭の配置、学校図書館に関する業務を担当する職員配置の推進
 - ・ 司書教諭の担当授業の軽減・専任化などの推進
 - ・ 高校図書館の充実
 - ・ 盲・ろう・養護学校の読書環境の整備
 - ・ 新聞を使った教育活動の充実
 - ・ 読み書き活動の基盤である国語教育の充実・より豊かな日本語の教育支援
 - ・ 学校図書館支援センターによる学校間、公立図書館との連携・推進
 - ・ IT化の推進による学校図書館・公立図書館と国際子ども図書館等のネットワーク化の推進
- （以下略）

（6）ライブラリー・オブ・ザ・イヤーの開催（2006年から）

（7）デジタル・ライブラリアン講習会の開催

2001年から糸賀を中心としたメンバー（原田康史？、大串夏身、長谷川豊裕？、山崎博樹など）の研究会が主催して紀伊國屋書店などの後援を得て開催された。公共図書館コースと大学図書館コースがあり、地方でも短期講習会を開催した。たぶん2007年まで続いたと思う。

（8）レファレンス協同データベースの開始

国立国会図書館が2005年から開始したもの。
 参加館は、2016年8月末現在で、全体720件、内訳は国立国会図書館13件、公共図書館426件（都道府県立53件、政令指定都市立24件、市立311件、町村立38件）、大学図書館178件、専門図書館58件、学校図書館38件、アーカイブ9件である。この数をどのように評価するかの問題がある。大串としては日本の図書館のレファレンスサービスへの取り組みの低調さを反映しているとみている。特に市立図書館、大学図書館の参加が少なすぎる。

6. 2006年、鳥取県立、新しい県立図書館構想を発表

都道府県立図書館では、2006年、鳥取県立が、「知的立県鳥取」の中核施設として位置づけられ、新しい県立図書館構想を発表して、読書を通じた人づくり、仕事と生活に役立つ図書館、地域の情報センターなど6項目を掲げて、より強力な取り組みを進めた。

これに岡山県立図書館、秋田県立図書館なども続いて、地域の課題解決支援サービスを中心とした地域への直接サービスと市町村図書館へのバックアップサービスを強化し、マスコミにもたびたび取り上げられ、鳥取県立図書館はNHK鳥取支局の特集番組にも登場することになった。

都道府県立図書館では2006年に鳥取県立図書館が片山知事のもとですが、「知的立県鳥取」という知事のスローガンの中核組織として位置付けられて、新しい県立図書館の構想を発表しました。ここでは図書館を通じた人づくり、仕事と生活に役立つ図書館、地域の情報センターというものを6項目かかげ、より強力な県立図書館としての取り組みを進めるということとなります。

鳥取県立の場合は、片山さんが知事になられてから、片山さんの意向で、片山さんは話によると岡山県で高校まで学ばれて、とくに高等学校で岡山県の図書館はいい学校図書館がありましたので、そこで学ばれて非常にいい経験をしたそうです。最初は鳥取県でも高等学校の図書館を充実させたいとお考えだったようです。それで、知事部局が直接教育委員会に手を入れるわけにはいかないの、県立図書館に優秀な職員を配置して、それで県立図書館の館長が県立高校の校長めぐりをして、学校図書館というのはこういう非常に重要な役割を持っている、学校図書館を充実することが教育の質の向上につながるんだということで話をし、そういったことに積極的に取り組もうという校長のいる学校図書館に正規の学校司書を配置していく、それを5年かけて実現したという話です。県立の高等学校の図書館だけじゃなくて、県立図書館もよくななくちゃいけないということで、県立図書館の館長にもがんばっていただいた。

私はその新しい県立図書館の構想を作る時に呼ばれて、座長を勤めました。そのとき最初に渡された原案があったのですが、それは従来どおりの、図書館は資料提供の場であるみたいなことが最初に書いてあって、私はそれはいかん、県民のことを考えたら、54万人の小さな県で、過疎地をたくさん抱えているところで、本当に県民がどういう考えているのか、それをきちんと踏まえたうえで図書館構想を作られないといけないという話をしました。

最初に言ったのは、人づくりです。地域のなかで人を育てて、その人たちが地域のために地域を良くしたいということで働いていただく、こういう人たちを作りたい。だから、地域に愛着を持った人をつくる。そのためには、まず読書を通じた人づくりだということで、1番目に読書を通じた人づくりというのを置きました。それから、もうひとつは、それだけお金をかけて、職員を集めているいろいろとやっているんだから、やっぱり仕事と生活に役立つ、目に見えて役立つ図書館を作らないといけないということで、2番目に仕事と生活に役立つ図書館を掲げました。3番目の地域の情報センターというのは、ユネスコが公共図書館宣言のなかで1994年に掲げましたんで、これを受けて。

構想に基づいた取り組みが進められて、地域の課題解決支援サービスなどにも積極的に取り組んだということです。これが社会的に高く評価されてきてますが、岡山県立とか秋田県立などもこういった取り組みを積極的に進めています。

このように、県立図書館にも新しい動きが出てきた。図書館界も2006年ごろを相前後して、新しいいろんな積極的な取り組みが行われるようになって、図書館のイメージを変えるということで、それがマスコミにもたびたび取り上げられました。他方にも、無料貸本屋だという批判もあったということです。ただ、従来と異なる新しいサービス、地域の課題解決支援サービス、読書に対するサービスに取り組む図書館が登場してきて、非常に成果を上げています。読書については愛媛県立が非常に熱心に取り組んでいて、これが市町村立図書館の読書サービスをレベルアップするために大きな役割を果たしています。それから、そのあと、電子書籍への取り組みと、資料のデジタル化と公開に対する取り組みについてですが、ライブラリーオブザイヤーなんかでも高く評価したところとして京都府立総合資料館などがあげられます。これは公共図書館的な性格をもつ資料館ですが、そこで東寺百合文書をデジタル化してオープンにした。この東寺百合文書というのは、ライブラリーオブザイヤーをとった翌年に、世界記憶遺産にも登録されました。こういうことで、ライブラリーオブザイヤーの選考委員の目もそれなりに確かだったという現れだと思います。

7. 市町村立図書館も新たなサービスに取り組む図書館が登場

市町村立図書館も従来とは異なる新たなサービスに取り組む図書館が登場して、それぞれに成果をあげ

てきている。

文献；大串夏身『挑戦する図書館』青弓社、2015年

(補)学習指導要領の改定と図書館

図書館を使った調べ学習への取り組み

アクティブ・ラーニングやコミュニティ・ラーニングなど皆で取り組む学習への取り組み

情報技術教育の推進・向上と専門職として司書に求められるスキルの向上

→ 司書の専門性と情報社会

(補)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」制定と図書館

(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)

(補)著作権の運用をめぐる著作権権利者からの批判

→文献；2008年に次の本が刊行されている。公共図書館の問題を整理したもので、この種の本としては唯一のものだ。

田村 俊作/小川 俊彦【編】『公共図書館の論点整理—図書館の現場〈7〉』勁草書房(2008/02 発売)目次、第1章「無料貸本屋」論、第2章ビジネス支援サービス、第3章図書館サービスへの課金、第4章司書職制度の限界、第5章公共図書館の委託、第6章開架資料の紛失とBDS、第7章自動貸出機論争

8. 世界的に見るなら、図書館に対する取り組みは、1990年代に入ってから大きく変わってきた—あらたな枠組みへの必要性が高まる

大きくは、(1)情報化(コンピュータ情報通信ネットワークを基盤とした)、(2)読書の振興(特に心理学的、医学的な新たな知見を背景に、0歳児からの読書の推進、さらに最近では、福祉の観点から幼児期の読書と成人の読書の重要性が指摘されるようになった)、さらに(3)知的な創造の場としての図書館、である。

また、情報化が、情報の共有化をより容易にしたということもあり、(4)協働的な学習の重要性が指摘されるようになり、学校図書館、大学図書館の改革が進められつつある。

その目玉は、大学図書館では「ラーニングコモンズ」の設置と活用、学校図書館では、学習指導要領に基づく学校図書館の活用(そのために、読書センター、学習センター、情報センターの機能を持たせ、活性化のために、学校司書を配置するなど)が進められている。

公共図書館では、知的な創造の場としての図書館が実現させるために、人の集う空間、静謐な空間、中間的な空間、と空間的にゾーン分けして、「人の集う空間」を、本と情報を仲立ちとした知的な創造空間としようという試みで、滞在型図書館を指向している。

今後さらなるコンピュータ情報通信ネットワークの進展をうけて、図書館の見直し、改革が進められ、新しい図書館の方向が見いだされるようになるだろう。そのためには、図書館のあり方等の見直し、専門職としての司書の職務内容の再構築、職員の再教育は必要不可欠と言えよう。

図書館のあり方を考える視点としては、(1)コンピュータ情報通信ネットワークを基盤とした新しい社会の姿と知識・情報ネットワークの中での位置づけ、(2)図書館の歴史に学ぶ(=知的な創造の場としての図書館を中心として、図書館が果たしてきた役割等を点検する)、(3)図書館の持つ知的な資源(図書と情報ネットワーク)を人と結びつけ、創造的に活用する方法、(4)知的な資源を人を結びつけ、活用をうながす

図書館専門職の職務内容、役割、行動等、などが考えられる。

少なくとも今までのように、図書館の基本機能が資料提供であるというレベルでの思考では、これからの社会では人々の視野から図書館は忘れ去られる、ということは認識しておく必要がある。

世界的にみると、図書館に対する取り組みは、1990年から非常に大きく変わりました。ひとつは情報化ですね。コンピュータネットワークを中心とした情報化に対応していく。2つめは読書の振興です。これは心理学的、医学的な新たな治験を背景に、0歳児からの読書の推進、さらには最近では福祉の観点から、幼児期の読書と成人の読書の重要性が指摘されています。さらに3番目としては、知的な創造の場としての図書館ということです。静かに本を読むというだけではなくて、本を仲立ちとして、知識や情報を仲立ちとして人と語り合いながら、そこに新しいものを生み出していく。これは、イギリスで最初に提案されたことですが、とくにアメリカで積極的に行われています。それから、さらに情報化が、情報の共有化を容易にしたという側面もあって、学校図書館や大学図書館では共同的な学習の重要性が指摘されています。これは学習指導要領などでもそういう指摘があって、学校図書館や大学図書館の改革が進められています。その目玉は、大学図書館ではラーニングコモンズの設置と活用、学校図書館では学習指導要領に基づく学校図書館の活用ということで、進められてきています。公共図書館の方では、知的な創造の場としての図書館を実現するというので、図書館の空間も、人の集う空間、それから静謐な空間、その中間の空間と、空間のゾーン分けをして、人の集う空間を本と情報とを仲立ちにした資源創造空間にしようという試みが進められています。

9. ライブラリー・オブ・ザ・イヤーについて

(1) はじめた趣旨

「図書館界に新しい風を！新しい文化を！」というのが、ライブラリー・オブ・ザ・イヤーの原点、出発点にある。これは、ライブラリー・オブ・ザ・イヤーを発議した高山正也先生、またその提案にこたえた田村俊作、糸賀雅児、柳与志夫ら諸氏、それに私の共通した思いだったと思う。個人的には特にその思いを強く持った。

ライブラリー・オブ・ザ・イヤーがはじまった2006年は、どのような年だったかと言うと、1995年のブルッセルG7情報閣僚会議で合意された11のプロジェクトが取り組まれ10年が経過して、電子政府、電子商取引、電子図書館、電子博物館等が具体的に姿をあらわし、新しい社会の到来が実感できるようになった年だ。また、文部科学省これからの図書館の在り方検討協力会議が「これからの図書館像—地域を支える情報拠点をめざして」を発表して、新しい図書館の方向を示した年でもあり、さらにAKB48が一枚目のシングルを発表して、サブカルチャーの領域に新しい風を吹き込んだ年でもあった。

当時、公共図書館には沈滞したムードがただよい、若い人たちが自由にモノを言えない。図書館の評価は貸出一辺倒の硬直したもので、こうした状況を変えたい—その合言葉「評価は、良いものは良いと言おう」というものだった。

本は、多様な内容を持っている。それは人々のさまざまな活動に生かされることによって新しい価値を社会に、個人にもたらす。図書館はそれをもたらすためにさまざまなサービスを展開しなくてはならない。図書館の評価はそうした社会個人との関係で行われるもので、その評価は多様なものでなくてはならない。ひとつでも良いものがあれば、それを評価しよう。多様な評価と自由な議論を通して、来たるべき新しい社会にふさわしい図書館を考えよう。これがその合言葉にひめられた思いだ。

(2) 受賞館など

LoY 大賞、優秀賞、特別賞受賞館（組織・団体・事業等も含む）一覧

2015 年 1 月 大串夏身作成

受賞館	受賞理由
2006 年	
大賞: 鳥取県立図書館	同館はビジネス支援サービスをはじめとしためざましいサービス活動を展開するとともに、市町立図書館および学校図書館との連携により、県全体の図書館サービスのレベルアップに積極的に取り組んでいます。地域の中で、地域に関わって活動することにより、地域の役に立つ図書館をめざす、というこれからの図書館のあり方を示した点を評価しました。
2007 年	
大賞: 愛荘町立愛知川図書館	図書館員がそれぞれの専門分野を持ち、町づくりに積極的に関わっている点を評価しました。
会場賞：静岡市立御幸町図書館	
2008 年	
大賞: 千代田区立千代田図書館	指定管理者制度を採用して、夜 10 時までの開館やコンシェルジュなど都心型公共図書館の新しい姿を提案している点、地元出版界・古書店・ミュージアム等とも連携した幅広い活動を展開している点が評価されました。
恵庭市立図書館	2002 年から始めたブックスタート事業による、「子どもが幸福になれる」街づくりを、図書館が中心となって、各世代が関わる全市民的な読書振興活動として進めている点が評価されました。
旅する絵本カーニバル	広域的な巡回図書館活動と美術館等各種機関との連携を通じた幅広い活動によって、子どもや地域を育む「種」となる図書館のあり方を示している点が評価されました。
ジュンク堂書店 池袋本店	調べものに利用できる十分な「蔵書」があり、本に詳しい、レファレンスサービスのできる社員を擁して、講演、展示、「想」検索参加などの企画を展開している点が評価されました。
2009 年	
大賞: 大阪市立中央図書館	HP が四ヶ国語で作られるなど「開かれた図書館」を実践している点、データベースの数が多く利用が簡単であるなど、図書館でのデータベース利用のモデルを示している点が、評価されました。

渋沢栄一記念財団実業史研究情報センター	単に資料を収集するだけではなく、研究機能をもつことによって情報・知識の生産を行っている点、アーカイブ・博物館と連携し、WEB 配信を駆使して、図書館の枠を超えた活動をしている点が、今後の公共的な図書館のあり方について一つの考え方を示していると評価されました。
奈良県立図書情報館	奈良が持つ豊かな歴史と文化に着目し、伝統文化産業や関連 NPO との連携を進めるなど、従来の公共図書館サービスを越えた新たな歴史・文化との結びつきを模索し、成功している点が評価されました。
2010 年	
大賞： カーリル	全国 5,000 館を超える図書館・図書室蔵書の横断検索サービスとして、従来の図書館系のサイト Web サービスを凌駕している点、図書館界に留まらず大きな話題となった点が評価されました。
京都国際マンガミュージアム	京都市と京都精華大学の官民共同事業モデルとして、立地を活かした観光客もターゲットにしたサービス・イベントを積極的に展開している点、豊富な漫画資料を所蔵して国内の類例機関の嚆矢となった点が評価されました。
神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ事業	国内研究機関有数のデジタルアーカイブ事業として戦前の新聞記事や震災関係資料等のコンテンツが充実している点、教員が作成したデータを、退職後に図書館が引き継いで事業化している点などが評価されました。
特別賞；置戸町生涯学習情報センター	「過疎の町における図書館」のモデルの一つとして、過疎地域自立促進特別措置法における地方債（過疎債）の対象に図書館が含まれるようになったことに貢献したことが評価されました。
2011 年	
大賞： 小布施町立図書館	「交流と創造を楽しむ文化の拠点」として、各種イベントの実施や地元の方 100 人のインタビューの電子書籍化を行うなど、小布施文化や地域活性化の拠点としての活動を進めている点が今後の地域の公共図書館の在り方の参考となる点が評価されました。
住み開き	住み開き（すみびらき）とは、大阪と東京で行われている、自宅や事務所などのプライベートな生活空間を、個人図書館や博物館などセミパブリックとして開放する活動のことです。公からの一方的な情報提供から市民同士による情報提供への変化の一形態としてこれからの図書館のあり方参考になる点が評価されました。
東近江市立図書館	「市民の方が生まれてから亡くなるまで、豊かな生活ができるように支えるのが図書館の使命」と考え、市民の自主グループと協同し、市民が地域の問題を発見・学習できる環境を整備することで、図書館がリーダーシップを取る町づくりを積極的に進めていこうとしている点が評価されました。

森ビルによるライブラリー事業	私立公共図書館（有料）として、利用者の知的生産活動を促す空間の創出をサービスの明確な目標として掲げ、公共図書館事業を企業活動の一環として展開し、一時の話題になることなく、利用者の増加や平河町ライブラリーの開館など継続的な成功を収めている点が評価されました。
2012年	
大賞： ビブリオバトル	発表者による好きな本のプレゼンやディスカッションを行うイベントです。「人を通じて本を知る／本を通じて人を知る」というコンセプトを掲げた知的書評合戦として、全国大会が行われるほどの盛り上がりを見せています。継続的に行われていること、各地で開催されていることなども評価されました。
CiNii	大学に限らず極めて広範に利用されるサービスとして、日本における学術コンテンツ発信の先進事例となっている点が評価されました。2011年11月にリニューアルされ、CiNii Articles と CiNii Books の2本立て構成になったことを機会とし、今年の候補となりました。
saveMLAK	東日本大震災における、博物館・美術館（M）、図書館（L）、文書館（A）、公民館（K）についての被災・救援情報を収集・提供する活動、支援者と受援者をつなぐ中間支援活動です。多数の有志の参加により幅広い活動として行われたことが、今後の災害支援の在り方のモデルになるとして評価されました。
三重県立図書館	県立図書館のあるべき姿をめざす「明日の県立図書館」をオープンな手法で策定し、進めていること、旬の企画を率先してプロデュースし、県内各地の公共図書館と共催する形で活動を展開していることなど、県立図書館が県内の図書館活動を積極的に推進している点が評価されました。
2013年	
大賞： 伊那市立図書館	iPad/iPhone アプリケーション「高遠ぶらり」を活用した「街中探索ワークショップ」や、地域通貨「りぶら」の活用など、図書館というハコや仕組みの枠を超えた新鮮な提案とその推進により、新しい公共空間としての地域図書館の可能性を拓いている点が評価されました。
千代田区立日比谷図書文化館	館の目的として掲げた、「図書館機能」、「ミュージアム機能」、「文化活動・交流機能」、「アカデミー機能」という、従来の図書館機能に博物館・学習・交流の機能を統合した複合施設として、それぞれの分野で新しい事業・業務展開に意欲的に取り組んでいる点が評価されました。
長崎市立図書館	地域の課題として「がん情報サービス」を取り上げ、県・市の行政担当部課、医療機関などと協力して展開してきた事業（がん情報コーナーの設置、レファレンスの充実、がんに関する講演会など）が、市民はもとより県・市医療機関からも高い評価を得ている点が評価されました。

まち塾@まちライブラリー	「まち」毎に「まちライブラリー」（学びあいの場）を設け、そこで受講者自らが課題を持ち込み、グループで議論し、「まち」を元気にするプランを作り、実行していくことを目指した活動です。情報・知識の交換・創造の場を作る取り組みが広がっていることが評価されました。
特別賞: 図書館戦争	原作者、出版者、映画関係者、関係する図書館等、ムーブメントとして
2014 年	
大賞: 京都府立総合資料館	かねてから MLA 連携の実践館として各種デジタルアーカイブの構築を進めているが、3月に公開した「東寺百合文書 WEB」は、資料価値もさることながら、収録データを CC ライセンスに準拠する「オープンデータ」とし、いわゆる「OpenGLAM」の格好の事例となっている。誰もが自由に利用できること明示して提供したこの姿勢は、MLA 機関の指針となっている点を高く評価したい。
海士町中央図書館	隠岐の離島という地理的ハンディのある過疎の町において、移住者を中心に公民館図書室の設置、図書館の新設と、島民みんなでつくる新たな形の図書館整備を進めている。「島まるごと図書館構想」は、地域内での分散型図書館サービスの先駆例でもある。また、2013年には、クラウドファンディングを利用し、図書館として日本で初めて成功した。過疎の町村の図書館振興＝まちづくり振興のモデルとして、学ぶところが大きい。
福井県鯖江市図書館 「文化の館」	図書館友の会実行委員が自主的に運営する「さばえライブラリーカフェ」は、100回以上の定期開催の実績を誇る。テーマも高度であり、「市民がつくる図書館」としての面目躍如といえる。他にも、学校図書館支援や地場産業支援の取組、県内初のクラウド型図書館情報システムの導入、鯖江市のオープンデータ政策との連携、女子高生による企画会議の開催等、運営・事業面で話題性と先駆性の高い図書館である。
NPO 法人情報ステーション「民間図書館」（千葉県）	千葉県船橋市を中心に、商店街の空店舗やマンションの一室等を活用し、地域密着型の小規模図書館を運営。民間資金を調達し、図書は寄贈を募り、窓口はボランティアで賄っている。住民同士の交流の場を創出し、地域活性化に寄与。都市型民間図書館の経営モデルとして普及性が高い。

出所；Loy の事務局提供の各年のプレスリリースから抽出して作成した。それらは、IRI（知的資源イニシアティブ）のサイト（<http://www.iri-net.org/>）にあります。

なお、2006年の大賞受賞館は多治見市立図書館だった。また、ライブラリー・オブ・ザ・イヤーは10年で一応の区切りとして終了することになった。理由は、当初の選考委員会のメンバーが5年ほど経ってから忙しさもあり順次入れ替わってきて、議論の内容も当初の「よいものは良い」というものから変わってきて、委員の中には、貸出冊数など従来の評価方法を議論の中に持ち出す人も現れ、当初の趣旨から少しずつ異なる方向へと向かうことが危惧されるようになった。さらに、当初の委員も年齢などのこともあり、このあたりで、という雰囲気は自然と受け入れられるものとなった。大串は最後の審査委員長として、その旨を表明した。2017年からはまったく新しいメンバーで再発足することになった。

10. これからの図書館について

(1) 図書館の基本的な機能

＜人間が創造してきた図書等を収集、保存して、伝えるとともにその活用を図って創造的な社会づくりに貢献・寄与する＞ことにある。

(2) これからの社会とそこでの役割

図書等の活用を通してよりよい地域社会づくりのためにさまざまな事業・サービスを展開する。
読書を通じた将来の人の育成（この場合の「読書」は、従来日本でイメージされてきた物語を読むということではなく、知識を得るための読書、調べるための読書、知的な創造のための読書など広い範囲の読書を想定する）
地域の課題解決支援
人と人が交流する地域の創造的な空間
新たな情報機器やソフト・プログラムを導入・活用した地域の情報拠点
住民が本と情報を仲立ちとして行うさまざまな活動が作る出す図書館文化の創造
などの役割を果たす

(3) 事業・サービスの範囲

資料の範囲は、従来の本を中心とした印刷物にとどまらず、ネットワーク情報源も含むものとなる。
事業・サービスの範囲も広がり、新しい機器の導入、より高度な評価・判断が求められる事業・サービスも手がけるようになる。

(4) 図書館の空間----- 3つの空間

静かに本を読む空間だけでなく、人と人が交流する空間、声や音が流れ込む中間的な空間、の3つの空間が必要となる。
知的な創造のためには、人と人の交流は不可欠だ。図書館の中にも積極的に本等や情報を仲立ちとした交流の空間を用意すべきである。そこでは地域住民こそが主人公になって、自らの活動を主体的に展開することが望まれる。

(補) 21世紀の地域の図書館に必要なもの

2000年頃を境に図書館の果たすべき役割に新しいページが加えられた。それは知的な創造の過程、方法が変わり、学ぶ過程・方法が変わってきたということを背景としている。コンピュータ情報通信ネットワークは、図書館を取り巻く環境を大幅に変えた、同時に世界的な規模で知的な創造の過程、方法も変えた。それは2001年1月、中央政府がIT基本法に基づく「e-JAPAN戦略」を発表したとき、作成に関わった堺屋太一が、これからは新しい情報革命の時代に入る、そこではネットワークの上でさまざまな出会いが生まれ、新しい知が創造される、それは西洋では紀元前6, 5世紀のギリシャ、15, 6世紀の西ヨーロッパに次ぐ、第3の情報革命といえる、という趣旨のことを述べている。これは紀元前ギリシャで話し言葉をそのまま書き取る技術が生み出されて、20数字のアルファベットを書くことができれば、誰でもが話したこと、考えたことを文字で表現できるようになり、遠方の人とも意見、情報等のやりとりが出来るようになった。知識や経験などがいろいろなところで出会い、新しい知が次々と生まれる社会が出現した。この結果、ギリシャ・ローマ文明として歴史に残ることになった。これが第1の情報革命である。

活版印刷は、印刷術で大量のコピーが出来るようになり、また、書いたものを本にすることも容易

になって、各地で知と経験などが出会い、新しい知が次々と生まれるようになった。第 2 の情報革命が出現する。

つまり、新しいコミュニケーションの道具が出現することで、新しい知の交流が生まれ、新しい知が次々と生み出されることになる。

現代は、新しいコミュニケーションの道具としてコンピュータ情報通信ネットワークが生まれ、これを活用することで知の創造が促進される。それだけでなく、新しい出会いは情報通信上だけでなく、地域社会でも生まれ、人々は本や情報・経験を仲立ちとして交流して新しい知を生み出し、よりよい地域社会を作ることができるようになる。図書館が、地域の中では、本と情報、経験を仲立ちとした交流空間、施設として活用、再生されなくてはならない。これは、社会及び住民が、現代の図書館をとりまく環境の変化に対応することを求めているからでもある。

また、学習の方法も、一つのことを調べるにしても皆が知識や経験などを持ち寄って、調べる対象の全体像を把握した上で調べはじめるということ、また、調べる過程でそれぞれに意見を交換するということが普通になる。一人で学習することに加えて、みんなで学習するということ求められるようになる。その経験が社会に出て会社、組織の中で生かされることで、会社や組織、地域社会は活性化する。

児童・生徒にとっても、学校図書館とともに公共図書館の閲覧室は、そうした学習の場となる。したがって、静かに本を読む、調べる空間のほかに、みんなで学習、調べる空間が図書館には必要となる。

その意味で、賑やかな空間、音や声がながれる空間、静かな空間という 3 つの空間をこれからの図書館は用意しなくてはならないし、賑やかな空間ではさまざまな人と本、情報を結びつける試みが行われる必要がある。それらの担い手は住民であり、図書館は一部主催事業として行うだけで、日常的には住民が主催して行う。その場合のルールは、イベントなどの中で、必ず図書館の本と情報を紹介する、またその催し等には誰でもが参加できる開かれたものであること、この 2 つははずすことはできない。これが一般のイベントなどと図書館の空間で行うものとの違いである。図書館ではあくまで、本と情報の活用を促進するという視点で取り組むのである。

(5) 地域のコミュニティの中核となる

これからの知的な社会では、本等や情報を活用した創造的な空間こそが地域コミュニティの中核となることは明らかである。図書館こそその施設にふさわしい。

そのためには図書館専門職である司書のスキルアップ、高い学識が欠かせない。司書の養成、研修等の見直しが必要であろう。(これからの司書は大学院で要請することが望ましい。また、すべての図書館に専門職である司書を、専門職として採用されることも必要となる。)

(補) 公共図書館は住民自治の施設である

さらに加えるなら、公共図書館は住民自治の施設である、という原点に立ち返る必要もあろう。公共図書館は、住民の拠出する税金という資金によって成り立っている。それは住民自治を基盤として団体自治によって運営されている。団体は、住民から委嘱を受けて業務を遂行している。住民自治である以上、住民が広い範囲の業務に関わることが望ましい。例えば、先にふれたように本・情報と住民を結びつける活動などは、住民が積極的に担う事柄のひとつだろう。図書館の多目的ホールなどを利用して、映画会、演劇のパフォーマンス、一筆書きの会、折り紙の会、紙飛行機を作り飛ばす会、情報検索など、住民は持っているスキルを発揮する。バレー教室や音楽教室、コーラスグループなどが図書館のホールで発表会を開いてもよい。その時の約束事は、必ず図書館の本や情報を内容に即して紹介する、誰でもが参加できるようにする、ということである。たとえば、コーラスグループが歌う歌の歌詞や解説が載っている本は必ず紹介する、折り紙の本を紹介するなどである。会の終わりには一人でも多くの来場者に図書館の本を手にとってもらおう。こうしたことを通して、つまり住民が本と情報を仲立ちとして行うさまざまな活動が、新しい地域の図書館文化を創造すると言える。

また、住民が図書館サービスの一端、または全部をボランティアとして担う。そこでは住民の中に司書の資格をもつ人は、専門職として活躍してもらい必要があるだろう。日本ではまだ司書の専門職制度が確立しておらず、社会的な評価と地位も残念ながら低い。いつでもどこでも専門職として処遇されることが将来実現することを期待するが、資格を持ち、仕事をした人には特に期待される。さらに、住民が図書館運営、サービスの評価などに関わるなどは、一部の図書館で行われてきたが、さらに広い範囲で行われる必要があると思います。